



※令和6年度食品表示懇談会第1回「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」資料3

個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

令和6年5月

消費者庁食品表示課

食品に係る加工食品の表示基準（JAS法関連事項）の変遷

令和5年度食品表示懇談会第2回資料2から抜粋

昭和25年～ (1950年)	JAS格付品 にのみ 表示義務 (個別に義務 付け)	<p>＜背景＞</p> <ul style="list-style-type: none">・戦後の混乱期にまがい物が横行したことを背景に、JAS法（農林物資規格法）の制定 <p>＜目的＞</p> <ul style="list-style-type: none">・適正な規格の制定普及による農林物資の品質の向上、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または商品の合理化（粗悪品の排除、食品・農林水産品の品質向上） <p>＜表示基準の位置付け＞</p> <ul style="list-style-type: none">・JAS規格の一部として表示基準を規定（JAS格付品のみに表示義務）
昭和45年～ (1970年)	基準のある 品目にのみ 表示義務 (個別に義務 付け)	<p>＜改正＞</p> <ul style="list-style-type: none">・JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）を改正し、品質表示基準制度を創設 <p>＜目的＞</p> <ul style="list-style-type: none">・農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資するため <p>＜表示基準の位置付け＞</p> <ul style="list-style-type: none">・JAS規格から分離する形で品質表示基準を制定（JAS規格制定品目を中心に作成され、JAS規格はなく品質表示基準のみの品目もあり）・品質表示基準のある品目に表示義務・最初の品質表示基準を制定（昭和46年）（果実飲料、炭酸飲料）その後、品目ごとに順次制定
平成11年～ (1999年)	全ての加工食 品に表示義務 (品目横断的 に義務付け)	<p>＜改正＞</p> <ul style="list-style-type: none">・品質表示基準の対象を全ての農林物資に拡大 <p>＜目的＞</p> <ul style="list-style-type: none">・食品の多様化、消費者の食品の品質及び安全性や健康に対する関心の高まり等に対応して、食品の表示制度を充実強化するため <p>＜表示基準の位置付け＞</p> <ul style="list-style-type: none">・すべての加工食品を対象に品目横断的な品質表示基準を制定（平成12年）・個別の品質表示基準があった品目は、品目横断的な基準に加え、個別の基準を上乗せ
平成25年～ (2013年)	対象範囲に変 更なし いわゆる品質表 示の部分は、原 則そのまま移行	<p>＜食品表示法の制定＞</p> <ul style="list-style-type: none">・JAS法等3法の食品表示に関する規定を統合して包括的かつ一元的な食品表示制度とするため食品表示法を創設・食品表示法に基づく食品表示基準を制定（平成27年）・品質表示の部分は、原則そのまま移行

食品表示法基準、公正競争規約、JAS規格について

食品表示基準	<p>○全ての食品関連事業者が守る義務表示等を規定する制度</p> <ul style="list-style-type: none">・食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、全ての食品関連事業者に対して、生鮮食品や加工食品の容器包装等へ表示する表示事項を規定。・食品表示基準に従わない表示をした場合は、罰則等が伴う。 <p>(根拠法令：食品表示法)</p>
公正競争規約	<p>○業界団体が自主的に表示する事項（業界ルール）を設定する制度</p> <ul style="list-style-type: none">・景品表示法第31条の規定により、事業者団体が公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、表示又は景品類に関する事項について自主的に設定する業界ルール。・規約に参加していない事業者には適用されない。 <p>(根拠法令：不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）)</p>
J A S 規格 (ここでは主に一般JAS) 	<p>○品質等を定めた基準を満たしたものにJ A Sマークを付す制度</p> <ul style="list-style-type: none">・農林水産大臣が、食品の品位、成分等の品質についての日本農林規格（J A S規格）を定め、規格を満たす食品にJ A Sマークを付す制度。・現在は規格において各品目の表示方法の規定はしていない。 <p>(根拠法令：日本農林規格等に関する法律)</p>

※簡単に説明するためにまとめたものであるため、正確に違いを確認したい場合は、それぞれの根拠法令から目的等をご確認ください。

関係団体	食品表示基準	公正競争規約	JAS規格
日本食肉加工協会	ベーコン類	ハム・ソーセージ類	ベーコン類
	ハム類		ハム類
	プレスハム		プレスハム
	混合プレスハム		—
	ソーセージ		ソーセージ
	混合ソーセージ		—
	チルドハンバーグステーキ		チルドハンバーグステーキ (JAS 1016)
	チルドミートボール		チルドミートボール (JAS 1238)
日本缶詰びん詰レトルト食品協会	農産物缶詰及び農産物瓶詰	食品缶詰	農産物缶詰及び農産物瓶詰
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	食品缶詰	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	—	—
	レトルトパウチ食品	—	—
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	—	—
全国清涼飲料連合会	炭酸飲料	—	炭酸飲料
日本果汁協会	果実飲料	果実飲料等	果実飲料 (JAS 1075)
日本マーガリン工業会	マーガリン類	マーガリン類	マーガリン類 (JAS 0932)
日本パン工業会	パン類	包装食パン	—
日本植物油協会	食用植物油脂	—	食用植物油脂
全国トマト工業会	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	—	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース (JAS 0388)
	トマト加工品	トマト加工品	トマト加工品 (JAS 1419)
日本ソース工業会	ウスターソース類	—	ウスターソース類
日本醤油協会	しょうゆ	しょうゆ	しょうゆ (JAS 1703)
日本ジャム工業組合	ジャム類	食品缶詰	ジャム類 (JAS 0524)

関係団体	食品表示基準	公正競争規約	JAS規格
全日本漬物協同組合連合会 全国漬物検査協会	農産物漬物	—	農産物漬物 (JAS 1752)
日本パスタ協会	マカロニ類	—	マカロニ類 (JAS 2633)
全国乾麺協同組合連合会	乾めん類	—	乾めん類 (JAS 0911)
全国マヨネーズ・ドレッシング類 協会	ドレッシング及びドレッシングタイ プ調味料	ドレッシング類	ドレッシング (JAS 0955)
日本冷凍食品協会	調理冷凍食品	—	—
全国味噌工業協同組合連合会	みそ	みそ	みそ (JAS 0022)
全国食酢協会中央会	食酢	食酢	醸造酢 (JAS 0801)
日本スープ協会	乾燥スープ	—	乾燥スープ (JAS 0602)
風味調味料協議会	風味調味料	—	風味調味料 (JAS 0310)
日本即席食品工業協会	即席めん	即席めん	即席めん
日本豆乳協会	豆乳類	豆乳類	豆乳類
全国削節工業協会	削りぶし	削りぶし	削りぶし (JAS 1122)
全国煮干協会	煮干魚類	—	煮干魚類
日本わかめ協会	乾燥わかめ	—	—
	塩蔵わかめ	—	—
全国凍豆腐工業協同組合連合会	凍り豆腐	凍り豆腐	—
全国珍味商工業協同組合連合会	うに加工品	—	—
	うにあえもの	—	—
—	チルドぎょうざ類	—	—

個別品目ごとの表示ルールの見直しの考え方

- 食品表示基準の別表で規定されている個別品目ごとのルールについては、JAS規格に表示基準があった時代から、まがいもの防止や消費者への情報提供の観点からその役割を果たしてきたが、横断的な表示基準が策定され、時代とともにその役割が終了しているものもあると思われる。
- 令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにあるように「個別品目ごとの表示ルール」については、横断的な表示基準が策定されてから本格的な見直しを行っていないことから、令和6年度は「個別品目ごとの表示ルール」について、品目ごとに関係する業界団体からヒアリングを実施し、ルールの要否及び改正の必要性について検討する。
- なお、食品表示基準を改正する際は、複数品目まとめて、ヒアリング等踏まえて作成する改正案について、パブリックコメントの実施、消費者委員会への諮問など所定の手続きを経て改正することとなる。

ヒアリングについて

- ・個別品目ごとの表示ルールの各事項ごと（別表ごと）に必要性の有無を確認し、残す場合、改正する場合は、合理的な必要性を確認する。

別表第3 食品の定義	別表第19 追加的な表示事項
別表第4 個別の表示ルール（名称、原材料名、添加物、内容量）	別表第20 表示の様式
別表第5 名称の規制	別表第22 表示禁止事項

- ・旧JAS法関連事項（品質表示事項）以外の衛生部分は、ヒアリング対象外となる。ただし、業界団体から改正の要望があれば、ヒアリングの場で聞くこととする。
- ・ヒアリングが1回で不十分な場合や、業界の検討状況等により、複数回ヒアリングすることも想定されるが、全ての品目について令和6～7年度の2年間で、一定の結論を得ることとする。
なお、やむを得ない理由等により時間が必要な場合は、検討時期を明確にした上で検討を継続することを想定。

加工食品の義務表示制度

○主な義務表示事項は、以下のとおり。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示
原材料名	使用された原材料を重量順に全て表示
添加物	使用された添加物は重量順に全て表示 ※原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
内容量	内容重量、内容体積、内容数量又は固形量等を表示
消費期限又は賞味期限	食品の特性に応じて消費期限又は賞味期限を表示
保存方法	期限表示の保存条件を具体的に表示
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示
製造所等の所在地及び製造者等の名称等※	国内製造品又は国内加工品にあっては製造所又は加工所、輸入品にあっては輸入者について住所（所在地）・氏名（法人の場合は法人名）を表示 ※原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り製造所固有記号で代替可
アレルギー表示	小麦、卵等8品目の原材料及び添加物について表示を義務付け。
原産国名	輸入品が、表示対象
栄養成分表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（「食塩相当量」で表示）の5項目を表示
原料原産地名	国内で製造・加工された全ての加工食品が、表示対象
遺伝子組換え	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示。

<表示例>

名称	洋生菓子
原材料名	卵(国産)、砂糖、生乳、植物油脂(大豆を含む)、乳製品、カラメルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類
内容量	130g
賞味期限	2023年1月31日
保存方法	要冷蔵(10°C以下)
販売者	株式会社〇〇 東京都□□市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町
栄養成分表示 (100g当たり)	
熱量	129 kcal
たんぱく質	6 g
脂質	5 g
炭水化物	15 g
食塩相当量	0.2 g

個別品目ごとのルールに対応する横断的ルールの関係

食品の定義	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	名称	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		原材料名	添加物	内容量					
横断的なルールとの対応	無し	有り	有り	有り	有り	無し	無し	有り	有り

別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール（名称） と対応する横断的なルール

第3条

名称	<ol style="list-style-type: none">1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳を除く。以下同じ。）及び乳製品にあっては、この限りでない。2 1の規定にかかわらず、別表第五の上欄に掲げる食品以外のものにあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる名称を表示してはならない。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール（原材料） と対応する横断的なルール

第3条

原材料名	1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。 二 2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）を使用する場合については、当該原材料を次に定めるところにより表示する。 イ 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあっては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5パーセント未満である原材料について、「その他」と表示することができる。 □ 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。 三 一及び二の規定にかかわらず、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合については、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することができる。																					
	2 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定めるところにより表示することができる。 一 同種の原材料を複数種類使用する場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した「野菜」、「食肉」、「魚介類」などの原材料の総称を表す一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する 二 複数の加工食品により構成される場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧をして、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する。																					
	3 1及び2に定める表示の際には、次の表の上欄に掲げる区分に該当する原材料にあっては、同表の下欄に掲げる名称をもって表示することができる。																					
	<table border="1"><tr><td>食用油脂</td><td>植物油、植物脂若しくは植物油脂、動物油、動物脂若しくは動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂</td></tr><tr><td>でん粉</td><td>でん粉</td></tr><tr><td>魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示していない場合に限る。）</td><td>魚又は魚肉</td></tr><tr><td>家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。）</td><td>鳥肉</td></tr><tr><td>無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖</td><td>ぶどう糖</td></tr><tr><td>ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖</td><td>異性化液糖</td></tr><tr><td>砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖</td><td>砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異性化液糖</td></tr><tr><td>香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）に掲げる添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）</td><td>香辛料又は混合香辛料</td></tr><tr><td>香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）</td><td>香草又は混合香草</td></tr><tr><td>糖液を浸透させた果実（原材料に占める重量の割合が十パーセント以下のものに限る。）</td><td>糖果</td></tr><tr><td>弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかなものに限る。）</td><td>おかず</td></tr></table>	食用油脂	植物油、植物脂若しくは植物油脂、動物油、動物脂若しくは動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂	でん粉	でん粉	魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示していない場合に限る。）	魚又は魚肉	家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。）	鳥肉	無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	ぶどう糖	ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	異性化液糖	砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異性化液糖	香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）に掲げる添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）	香辛料又は混合香辛料	香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）	香草又は混合香草	糖液を浸透させた果実（原材料に占める重量の割合が十パーセント以下のものに限る。）	糖果	弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかなものに限る。）
食用油脂	植物油、植物脂若しくは植物油脂、動物油、動物脂若しくは動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂																					
でん粉	でん粉																					
魚類及び魚肉（特定の種類の魚類を表示していない場合に限る。）	魚又は魚肉																					
家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。）	鳥肉																					
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	ぶどう糖																					
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	異性化液糖																					
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	砂糖混合異性化液糖又は砂糖・異性化液糖																					
香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）に掲げる添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）	香辛料又は混合香辛料																					
香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が二パーセント以下のものに限る。）	香草又は混合香草																					
糖液を浸透させた果実（原材料に占める重量の割合が十パーセント以下のものに限る。）	糖果																					
弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかなものに限る。）	おかず																					

別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール（添加物） と対応する横断的なルール

第3条

添加物	<p>1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。</p> <ul style="list-style-type: none">一 栄養強化の目的で使用されるもの（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）二 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。以下同じ。）三 キャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであって、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。以下同じ。） <p>2 1の規定にかかわらず、複数の加工食品により構成される加工食品にあっては、各構成要素で使用した添加物を、各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、1に定めるところにより表示することができる。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</p> <p>4 1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に定める用途の表示を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料二 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合 増粘剤又は糊料
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール（内容量） と対応する横断的なルール

第3条

内容量 又は固形 量及び内 容総量	<ol style="list-style-type: none">1 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示することとし、それ以外の食品にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示する。2 1の規定にかかわらず、固体物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固体量の管理が困難な場合を除く。）にあっては、内容量に代えて、固体量及び内容総量とすることとし、固体量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。ただし、固体量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためである場合は、内容量に代えて、固体量を表示する。3 1の規定にかかわらず、固体物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器包装に密封したものにあっては、内容量に代えて、固体量とすることができます。この場合において、固体量は、グラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示する。
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第20 表示の様式・方法と対応する横断的なルール

別記様式一（第8条関連）

名称	備考 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」、「種類別」又は「種類別名称」と表示することができる。
原材料名	2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示 することができる。
添加物	3 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表 示することができる。
原料原産地名	4 消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。 5 食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式 中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
内容量	6 原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示 するが 困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
固形量	7 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の 方法につい ても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期 限又は賞味期限の表 示箇所に近接して表示することができる。
内容総量	8 第 8 条第四号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合にあっては、この様式 中、名称の事 項を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主 要面に表示した場合も同様 とする。
消費期限	9 第 3 条第 2 項の表の上欄に掲げる食品に該当しない食品にあっては、同表の中欄に定める事項、第 3 条第 3 項により省略できる事項又は第 5 条の規定により表示しない事項につ いては、この様式中、当該 事項を省略する。
保存方法	10 この様式は、縦書とができる。
原産国名	11 この様式の枠を表示するが 困難な場合には、枠を省略とができる。
製造者	12 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条第一項の 規定に基づき公正競 争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び 消費者の選択に資する適切な表 示事項は、枠内に表示とができる。

別表第22 表示禁止事項と対応する横断的なルール

第9条

食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

- 一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 二 第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 三 乳児用規格適用食品以外の食品にあっては、乳児用規格適用食品である旨を示す用語又はこれと紛らわしい用語
- 四 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあっては、当該食品の原材料である別表第17の上欄に掲げる作物に関し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語
- 五 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語
- 六 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語
- 七 ナトリウム塩を添加している食品にあっては、ナトリウムの量
- 八 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語
 - イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - ロ 第7条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語
- 九 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
- 二 別表第9の第1欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語
- 十 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語
 - イ 別表第11に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語
 - ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 十一 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- 十二 屋根型紙パック容器の上端の一部を1箇所切り欠いた表示（ただし、牛乳について、別表第21に掲げる方法により表示する場合を除く。）
- 十三 等級のある日本農林規格の格付対象品目であって、等級の格付が行われた食品以外のものにあっては、等級を表す用語
- 十四 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- 十五 前項に規定するもののほか、別表第22の上欄に掲げる食品にあっては、同表の下欄に掲げる表示禁止事項を容器包装に表示してはならない。

(参考) 個別品目ごとの表示ルールについて (その 1 / 2)

業界団体	個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22				
		食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール											
			名称	原材料名	添加物	内容量								
日本食肉加工協会	ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	—	●				
	ハム類	●	●	●	●	—	●	—	—	●				
	プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●				
	混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●				
	ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●				
	混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●				
	チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
日本缶詰びん詰レトルト食品協会	農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●				
	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●				
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●				
	レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●				
	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
全国清涼飲料連合会	炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	—	●				
日本果汁協会	果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	●				
日本マーガリン工業会	マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	●	—				
日本パン工業会	パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	—				
日本植物油協会	食用植物油脂	●	●	●	●	—	●	—	—	●				
全国トマト工業会	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●				
	トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●				
日本ソース工業会	ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	—	●				

(参考) 個別品目ごとの表示ルールについて(その2/2)

業界団体	個別的義務表示がある品目	別表第3 食品の定義	別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール				別表第5 名称規制	別表第19 加工食品の個別的義務表示	別表第20 表示の様式・方法	別表第22 表示禁止事項
			名称	原材料名	添加物	内容量				
日本醤油協会	しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
日本ジャム工業組合	ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
全日本漬物協同組合連合会 全国漬物検査協会	農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	—	●
日本パスタ協会	マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
全国乾麺協同組合連合会	乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●
日本冷凍食品協会	調理冷凍食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
全国味噌工業協同組合連合会	みそ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
全国食酢協会中央会	食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	●
日本スープ協会	乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
風味調味料協議会	風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	●
日本即席食品工業協会	即席めん	●	—	●	●	●	—	●	—	●
日本豆乳協会	豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
全国削節工業協会	削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	●
全国煮干協会	煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	—	●
日本わかめ協会	乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
	塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
全国凍豆腐工業協同組合連合会	凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	●
全国珍味商工業協同組合連合会	うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
	うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	●
—	チルドきょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	●

各項目ごとの検討事項

○ 別表第3 食品の定義

- 1 生産・流通されている商品には定義がない品目の方が多数を占める中、一部の品目について定義が定まっている。
- 2 定義を残す場合、
 - ・その定義が現在の生産・流通状況等、時代に沿ったものなのか。
 - ・新商品等の開発の際に、定義が開発の阻害になっていないか。
 - ・旧JAS規格では事業者間の取引のために業務用の規格として表示の基準があるものもあったが、食品表示基準に移行し、消費者に向けた表示として必要であるか。
 - ・消費者の自主的かつ合理的な選択という観点から、どういう点で役に立っているのかなどを確認する。
- 3 「別表第5 名称規制」と関係するものもあるので、その点も考慮して検討する必要がある。

各項目ごとの検討事項

○ 別表第4 個別の表示ルール（名称）

- 1 定義に当てはまるもの等について、名称の書き方を具体的に規定している。
- 2 残す場合、規定している名称が実態にあってるのか、消費者向け商品ではなく業務用に限られているなども併せて確認する。
- 3 なお、「別表第3 食品の定義」があるが、「別表4 個別の表示ルール（名称）」がない品目もあり、必ずしもセットで必要というものではない。

各項目ごとの検討事項

○ 別表第4 個別の表示ルール（原材料名）

1 原材料のまとめ方（括り方）や、まとめた後の表示順（商品本体の原料を表示してから、添付の調味料を記載するなど）を定めている。

横断的な基準でも、まとめたり、添付の調味料を本体の後に記載するなど、消費者にとってわかりやすく表示することは可能となっているため、「個別の表示ルール（原材料名）」を廃止しても、現在表示しているものをすぐに修正する必要がない場合もある。

2 横断的な基準となる原材料を重量割合の高いものから順（重量順）で記載するという点から見ると、ほとんどの「個別の表示ルール（原材料名）」が、重量順に記載することとなっている。

3 また、一部、重量順に記載する運用となっていないルールがある。

4 なお、香辛料の表示方法について、横断的な基準に比べ「個別の表示ルール（原材料）」の方が情報量が少ない場合がある。

（香辛料の表示方法）

個別の香辛料の名称を記載することのほか以下のような個別のルールがある品目もある

- ①横断的な基準では、「個別の香辛料を足し合わせて2%」の場合は、複数まとめて香辛料と表示できる
- ②「個別の表示ルール（原材料）」では、重量割合にかかわらず、複数まとめて香辛料と記載できる

各項目ごとの検討事項

○ 別表第4 個別の表示ルール（添加物）

- 1 現在、横断的な基準では、栄養強化目的で使用した添加物は省略できることとなっている。
しかしながら「個別品目ごとのルール（添加物）」では、栄養強化目的で使用した添加物は省略できず、他の添加物同様に表示することとなっている。
- 2 「令和5年度食品表示懇談会」Ⅳ その他決定事項等（2）にあるように、栄養強化目的で使用した添加物については、横断的な基準にある省略規定を削除する方向で改正を進めるため、個別のルール基準は不要となる。
- 2 その他、横断的な基準でもある重量順で記載する旨の基準がある。

各項目ごとの検討事項

○ 別表第4 個別の表示ルール（内容量）

- 1 横断的な基準では、内容量について、計量法に従い表示し、計量法でg（グラム）等による表示まで求めていない品目については、個数等で表示できる。
- 2 「個別の表示ルール（内容量）」において、計量法を遵守した上で、g（グラム）、ml（ミリリットル）、個数など、表示方法を明確に規定している品目がある。

各項目ごとの検討事項

○ 別表第5 名称規制

- 1 「別表第5 名称規制」がある品目については、一括表示内の名称に「別表第3 食品の定義」に合致したものは、定められた名称どおりに表示し、定義に合致しない商品は、その名称を表示できない。
- 2 そのため「別表第3 食品の定義」とセットで検討が必要となる。
- 3 なお、定義あっても、名称規制が「ある」ものと、名称規制が「ない」ものがある。

(参考) 定義はあるが名称規制がないもの

例：缶詰類、レトルトパウチ食品、炭酸飲料、果実飲料、パン類、ジャム類、農産物漬物、乾めん類、調理冷凍食品、風味調味料、即席めん、煮干魚類、凍り豆腐

各項目ごとの検討事項

○ 別表第19 追加的な表示事項

- 1 品目ごとにその特性に応じて、使用上の注意、調理方法、形状、特定の材料の含有率など、追加的な表示事項が定められている場合がある。
- 2 個別の表示ルールがなくても、使用上の注意、調理方法等については、消費者に対し、事業者自ら情報提供している状況にある。
- 3 また、消費者向けではなく業者間での取引上有用な表示ではないか、過去にまがい物防止のため表示したいたものについてまだ必要であるのか等について、確認が必要となる。
- 4 なお、一括表示内に必ず表示するもの、欄外に表示するものなど、表示場所まで明確に定めている場合もある。

各項目ごとの検討事項

○ 別表第20 表示の様式

- 1 「別表第19 追加的な表示事項」がある場合、その表示事項を、一括表示枠内に表示するのか、欄外に表示するのか。欄外で表示する場合、どの場所に表示するのか、フォントの大きさはどのようにするのかなど規定している。
- 2 そのため「別表第19 追加的な表示事項」とセットで確認する。

各項目ごとの検討事項

○ 別表第22 表示禁止事項

- 1 個別の品目の特性に応じて、天然、自然の用語や、純正の用語、品目特有の用語などについて表示禁止事項として規定している。
- 2 基準がない場合は、横断的な表示禁止事項や不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）において表示の適否について判断することとなる。

例えば、天然・自然の用語を、個別の表示禁止事項から削除すると、天然・自然の用語の表示の有無だけで違反かどうかを判断するものではなく、表示禁止事項のない他の品目同様に、商品ごと個別のケースとして、違反かどうかを判断することとなる。

（参考）景品表示法

●優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

●有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

●商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

無果汁の清涼飲料水等についての表示

商品の原産国に関する不当な表示 等